

坂出市ネーミングライツ運用ガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、坂出市ネーミングライツ事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に関する対象施設等や募集の方法、応募者の選定方法等について補完するものである。

ネーミングライツの募集は、実施要綱および本ガイドライン等に従って、各施設等の所管課が募集要項を作成し、実施するものとする。

2. ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、本市と事業者等との契約により、市有施設等（以下「施設等」という。）の名称を広告媒体として、企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、本市と契約した事業者等（以下、「命名権者」という。）から対価（命名権料）を得るものであり、後述のネーミングライツ導入の目的の達成を図るものである。
- (2) ネーミングライツは施設等に愛称を付与するものであり、条例等で定める施設等の名称を変更するものではない。また、施設等の所有権、経営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとする。

3. ネーミングライツ導入の目的

- (1) 新たな自主財源を確保
- (2) 市有施設の魅力、サービス向上
- (3) 民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場の提供

4. ネーミングライツ導入によるメリット

- (1) 事業者等（命名権者）にとってのメリット

①PR効果

市有施設等に企業名、商品名等の愛称を付けることによる、メディアへの露出などの広告効果

②地域の活性化に貢献

企業名を冠したイベントの実施や、市とのタイアップイベント等の実施による、地域の経済、観光、産業の活性化への貢献

③企業イメージアップ

施設等の愛称や地域活性化策を通じての企業や商品のイメージアップ

④附帯特典の設定等

施設等の特性に応じて、商品販売・広告スペースの設置等の附帯特典等の設定（特典の詳細は、契約時の協議事項とする。）

(2) 本市および市民にとってのメリット

- ①施設等の魅力向上や、メディア露出等による本市のPR効果
- ②施設等の運営・維持管理や事業の実施等のための安定的な財源確保
- ③当該施設等を活用したイベントや事業の実施に当たり、事業者等との公民連携を推進することによる市民サービスの向上

5. 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ・市民や施設等利用者にとって、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものとする。
- ・施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名やキーワードを含める等、市が希望する条件を募集要項にて設定できることとする。ただし、ネーミングライツ導入の趣旨に反しない範囲を考慮するものとする。
- ・当分の間、利用者の混乱を避けるため、条例で定める名称を併記する等の措置を講ずる場合がある。
- ・商標権等の権利侵害で争いとなった場合は、命名権者側で全て負担、対応するものとし、本市は一切の責めを負わないものとする。

(2) 使用を禁止する愛称

坂出市広告掲載要綱（平成20年坂出市要綱第11号）第4条を準用し、愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象外とする。

- ・市の公共性、中立性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- ・法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これらに類するもの
- ・公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- ・公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- ・他をひぼう、中傷または排斥するもの
- ・美観、風致を害するおそれのあるもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできないものとする。

(4) 愛称の周知

市は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

6. 導入の事務手続き

ネーミングライツ導入の事務手続きは、下記の流れで各所管課が行う。

- (1) 対象施設等の検討
- (2) 募集要項（条件）の作成
- (3) 対象施設等および募集要項（条件）の決定（審査委員会による審査）
- (4) 命名権者の募集
- (5) 命名権取得予定者の選定（審査委員会による審査）
- (6) 命名権者の決定
- (7) 命名権者との協議
- (8) 契約の締結
- (9) 施設表示等の変更や新設・周知
- (10) 愛称の使用開始

※事務手続きのフロー図は、「別紙1」のとおり

7. 対象施設等の選定方法

ネーミングライツを導入する対象施設等としては、スポーツ施設、文化施設、公園などの公共的な施設や本市が実施する行事を想定している。各施設の設置目的や利用形態などを踏まえ、企業名等の愛称を付与することに支障のない施設等を選定する。

（留意事項）

- ・不特定多数の市民等が利用するなど、相当の利用数が見込まれる施設等。
- ・年間を通じてイベント等が開催され、メディアへの露出が相当程度ある、もしくは見込まれる施設等
- ・その他、ネーミングライツの導入効果が見込まれる施設等
- ・ネーミングライツ導入によって得られる対価、メリットに比べ、導入にかかる経費が多くなる場合などは、広告媒体としての価値が見合わないため、対象外とする
- ・施設名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断されるものは対象外とする。（例：市役所庁舎や学校等）

8. 募集要項の作成（募集条件の決定）

対象施設等の所管課は、募集方法、命名権料の目安となる額（例：希望額、応募可能額、応募可能額（地域貢献を提案する場合））、選定方法、選定基準、その他必要な事項について検討し、募集要項を作成する。

【募集要項に記載する主な項目例】

- ・命名権料、契約期間
- ・応募資格
- ・愛称付与の条件

- ・(必要に応じて) 企画提案に特に求めるもの(タイアップイベントの開催等)
- ・当該施設の情報(施設概要、利用状況、当該施設の位置づけ、メディア等の露出状況、今後の運営についての市の考え方等)
- ・その他、応募にあたっての詳細条件、費用負担の考え方など

※募集要項の作成にあたっては、実施要綱所管課(財務課)へ合議すること。

※応募者が当該施設等の広告価値を判断し、命名権者としてのイメージやメリット等を描き、応募について検討できるよう、募集要項において当該施設等の価値や魅力等を適切に表現するよう配慮すること。

9. 募集期間

応募者にとっては、募集の周知と応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、募集開始から募集受付終了まで、原則として1カ月以上の期間を確保する。

10. 応募資格

おおむね次の(1)の条件を満たす者とし、施設等の特性や実情等を考慮し、これ以外の事項についても必要に応じ、募集要項で規定する。

(1) 次に掲げる者でないこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生または再生手続を行っている者
- ③ 市から指名停止措置を受けている者
- ④ 市税その他の租税を滞納している者または正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教団体
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
- ⑧ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- ⑩ 暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(「以下「暴力団員」という。))または暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者もしくは暴力団に資金を提供すること等によりその組織の維持および運営に協力し、もしくは関与する者をいう。以下同じ。)であると認められる者

- ⑪ 自社、自己もしくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、または債務の履行を強要し、もしくは損害を加えるため、暴力団または暴力団関係者を利用したと認められる者
 - ⑫ 暴力団または暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、または便宜を供与したと認められる者
 - ⑬ 暴力団または暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる者
 - ⑭ 暴力団または暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団または暴力団関係者と委託契約を締結する等これを利用したと認められる者
 - ⑮ その他市長が適当でないと認める者
- (2) 複数の法人等により構成された団体の場合は、当該団体を構成する全ての法人等が前項の規定による応募資格を有するものとします。
- (3) 応募者の本社・本店所在地は、坂出市内外を問いませんが、本社・支社・営業所等所在地が坂出市内の場合、審査において加点します。
- (4) 上記事項の他、施設等の特性に応じて、各種条件を募集要項で規定する。

11. 契約期間

原則、5年以下とし、施設等の特性や管理・運営形態等に応じて決定する。

12. 命名権料

命名権者から得る命名権料の目安となる額は、当該施設の維持管理および事業運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他自治体における類似事例などを参考に、当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討し設定する。

13. 募集の手続き

ネーミングライツの導入は、公募により行うこととする。市は選定した施設について、募集要項を作成し、市ホームページや記者発表等により広く公表する。

応募に際して、市は審査等のため、応募者に決算書類や法人登記簿登記事項全部証明書等の提出を求めることができるものとする。

14. 秘密の保持

応募者の秘密を保持する。

15. 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合、所管課は募集条件を見直し再度募集するか、募集の中止を検討する。

16. 審査

命名権者の選定を行うため、実施要綱第9条第1項に規定する「坂出市ネーミングライツ審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、次に掲げる事項を審査する。なお、審査委員会は、非公開とする。

- (1) 対象施設等の選定
- (2) 募集要項の審査
- (3) 命名権取得予定者の選定
- (4) その他ネーミングライツに係る審査

17. 命名権取得予定者の選定

応募者の提案について、委員会において審査を行う。各委員が審査基準に沿って審査し、応募者について順位付けした後、命名権取得予定者として選定する。

- ・応募が一者のみであった場合も、市の命名権者としてふさわしいかどうか、委員会にて審査する。
- ・審査は、命名権料の多寡のみによるものではなく、総合的に判断する。
- ・ただし、応募に適当な者がなかった場合には、命名権取得予定者を選定しないこととする。

18. 命名権者の決定、公表

- (1) 命名権者の決定

委員会の審査の内容および結果を尊重し、命名権者、愛称、命名権料等および命名権の付与期間を決定し、応募者に通知する。

- (2) 公表

市は、命名権者の決定後、命名権者の名称、愛称、命名権料、契約期間等を市ホームページ等で公表する。

19. 命名権者との協議

命名権者となった応募者と契約にかかる必要事項について協議を行う。

ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合は、次点順位の応募者を命名権者として決定することができる。

20. 契約の締結

命名権者の決定後、協議が整い次第、本市と命名権者との間で契約を締結する。ネーミングライツ導入施設や契約の規模などを考慮し、必要に応じ、調印式などを設定する。

21. 費用負担の考え方

費用負担の考え方の基本は表のとおりとする。詳細は募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定める。

区分	命名権者	坂出市
命名権料	○	
敷地内既設看板、敷地外既設看板※	○	
敷地内新規看板、敷地外新規看板、道路標識の標示の変更に要する費用（企画、制作、設置、保守管理等を含む。）※	○	
契約期間終了後の原状回復に要する費用	○	
応募や現地見学に要する費用	○	
市の印刷物、ホームページの表示変更に要する費用		○
その他の費用	協議により決定	

※ 敷地内外の施設表示等（施設看板や道路標識等）の新設および変更ならびに契約期間終了時等の原状回復については、市や関係機関と協議の上、命名権者が発注し、施工するものとする。

22. 契約の解除

命名権者は経済状況等の理由により、ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合、契約解除の申し出ができるものとする。

23. 契約の取消し

命名権者が、実施要綱第21条第1項の規定に該当するときは、市は契約満了を待たず契約を取消しすることとし、その場合、原状回復にかかる費用も命名権者が負担するものとする。

24. 契約期間の満了、更新

市は契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断する。なお、ネーミングライツの契約更新施設においては、現命名権者を命名権取得予定者としてことができ、その場合は「13.募集の手続き」は行わないものとする。

25. 指定管理者制度導入施設にかかる留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨を考慮し、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとする。

(1) 【7. 対象施設等の選定方法】

・現指定管理者との協議を行い、必要に応じ、現指定管理者との協定書等に必要事項を盛り込むなど、疑義が生じないようにする。

(2) 【11. 契約期間】

- ・現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定に配慮する。

(3) 【18. 命名権取得予定者の選定】

- ・命名権取得予定者が現指定管理者以外の場合、企画提案内容が現指定管理者の事業、施設管理、施設運営と競合しないか配慮する。

(4) 【21. 費用負担の考え方】

- ・現指定管理者が命名権者を兼ねる場合、命名権料は指定管理にかかる管理経費とみなさないこととする。

26. その他

- ・このガイドラインは、総務部財務課（管財係）が所管する。

- ・このガイドラインは、ネーミングライツの運用状況およびその他の状況等に応じ、適宜、見直すこととする。

- ・ネーミングライツに関することで、本ガイドラインにより難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとする。

27. 施行時期

- ・このガイドラインは、令和7年6月1日から施行する。

ネーミングライツ事業フローチャート

